

新旧対比表 みずほ外貨普通預金規定

条番号	現行	変更後
第 2 条 (リーフ口の 取り扱い)	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付しますので、「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。	この預金を通帳を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。なお、当行が交付した外貨預金取引明細表は「 <u>預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。</u>
第 6 条 (預金の払い戻し)	1. この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して通帳とともに、提出してください。ただし、リーフ口の場合は通帳の提出は不要です。	1. この預金を払い戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して通帳とともに、提出してください。ただし、リーフ口の場合は通帳の提出は不要です。 <u>この場合において、当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u>
第 14 条 (解約等)	1. この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して通帳とともに持参のうえ、取引店のほか取引店以外の当行店舗 (一部の店舗を除きます。) に申し出てください (リーフ口の場合は通帳の持参は不要です。)。ただし、一部の場合においては取引店以外でもお取り扱いできないこともあります。	1. この預金口座を解約する場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章 (または署名) により記名押印 (または署名) して通帳とともに持参のうえ、取引店のほか取引店以外の当行店舗 (一部の店舗を除きます。) に申し出てください (リーフ口の場合は通帳の持参は不要です。)。この場合において、 <u>当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u> なお、一部の場合においては取引店以外でもお取り扱いできないこともあります。
	(2020年9月1日現在)	(2021年1月17日現在)